



紙面上では市外局番03の表記を省略しています。

(7)

子育て・子ども



催し

区立小・中学校
特別支援学級
連合展覧会

特別支援学級の児童・生徒による作品を展示します。
日11月16日(金)〜20日(火)午前9時〜午後4時45分(20日は正午まで) 会金町地区センター(東金町1-22-1)
担総合教育センター ☎(5668) 7601

講座・講演会

子育てに役立つ性と性のおはなし
助産師と話をしよう
「乳幼児期のホントに必要なかわり方」
全2回

区民大学単位認定講座。
日12月1日(土)・8日(土)午前10時〜正午 会健康プラザかつしか(書庫)4・15・14対
就学前のお子さんの保護者15人 井出陽子氏(助産師) 費500円保2歳以上就学前のお子さん6人(2歳未満のお子さんは一緒に参加できません) 方往復ハガキがファクスに「生と性」・住所・氏名(フリガナ)・年齢・電話番号(ファクス番号)・お子さんの氏名(フリガナ)と年齢・保育希望の有無を書いて、11月19日(必)

子ども食育クッキング

日12月2日(日)午前10時〜午後0時30分 会亀有学習交流館(お花茶屋)3・5・6対
区内在住・在学の小学2〜6年生20人 内照り焼きチキンマフィン、豆乳クリームスープ、クリスマスチョコカップケーキ 費500円方

パパと一緒にクッキング
グーわくわくクリスマスパーティー

日12月2日(日)午前10時〜午後1時 対小学生と父親10組20人 内ロールキャベツのグフタンとアクラパッツァ 師吉田光一氏(東京聖栄大学准教授) 費1組1000円
保1歳以上就学前のお子さん3人 方往復ハガキに「クリスマス料理」・住所・参加者の氏名(フリガナ)・年齢・電話番号、保育を希望する方はお子さんの氏名と年月齢を書いて、11月16日(必)着まで(多数抽選)。

親子ぬいづくり教室

日12月1日(土)午前10時〜11時30分 会堀切地区センター(堀切3-8-5) 対5歳〜小学6年生と保護者60人(小学生は1人でも参加可) 費1人300円他主催/堀切大風揚げ大会実行委員会
方11月7日(水)午前8時から電話で先着順。 申はなし
ようぶコール ☎(6758) 2202 担生涯学習課

かつしかエコライフ
プラザ講座
エコ工作体験
不用品でしおり作り

日11月21日(水)午後3〜5時 直接会場へ(入退場自由)。
会かつしかエコライフプラザ(立石1-9-1) 対区内在住の小学生 担リサイクル清掃課 ☎(5654) 8207

かつしか3Rサポーターの企画講座
布表紙の手帳づくり

不用になった布を使用し、オリジナルの手帳を作ります。
日11月24日(土)午後2〜4時 会かつしかエコライフプラザ(立石1-9-1) 対区内在住・在学の小学4〜6年生6人 師秋山美佐子氏(DIYアドバイザー) 費30円
方11月7日(水)午前9時から電話で先着順。 申担リサイクル清掃課 ☎(5654) 8273

会申担 ☎124・0012 立石5・27
1・ウイメンズバル内男女平等推進センター ☎(5698) 2011

子育ての各種手当などを ご利用ください



区内在住で申請をしていない方は、申請してください。各手当には、それぞれ所得制限があります(子ども医療費助成を除く)。所得制限や申請に必要な物など、詳しくはお問い合わせください。

【担当課】 子育て支援課(区役所4階401番) ☎5654-8294

名称	対象	支給要件(いずれかに該当する場合)	内容	支給開始時期
児童手当	15歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方(生計中心者) 公務員の場合は勤務先で請求してください(国立大学・独立行政法人などを除く)。児童福祉施設などに入所している児童は、施設長に児童手当が支払われます。		▷3歳未満 15,000円(月額) ▷3歳〜小学生 第1・2子 10,000円(月額) 第3子以降(※) 15,000円(月額) ▷中学生 10,000円(月額) ▷所得制限以上の方 5,000円(月額) ※高校生以下(18歳に達した日以後の3月31日までの方)の児童から第1子として数えます。	申請月の翌月 出生・転入日(前住所地の転出予定日)などの翌日から15日以内に申請をすることで、出生・転入日などの翌月からになります。 【支払月】 6月、10月、2月
児童育成手当	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子世帯またはそれに準じる世帯の方(児童福祉施設などに入所している児童を除く)	▷父母が離婚した児童 ▷母が婚姻によらないで出生した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母が次のような状態にある児童 ・身体障害者手帳1・2級程度、その他重度の内部障害を有するとき ・精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にあるとき ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	児童1人 13,500円(月額)	申請月の翌月 災害その他やむを得ない事由(離婚などの理由を除く)がある場合、その事由がやんだ日の翌日から起算して15日以内の申請には特例があります。 【支払月】 6月、10月、2月
障害手当	20歳未満の障害のある児童を養育している方(児童福祉施設などに入所している児童を除く)	▷愛の手帳1・2・3級程度の児童 ▷身体障害者手帳1・2級程度の児童 ▷脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童	児童1人 15,500円(月額)	
児童扶養手当	18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(心身に中度以上の障害(※)のある児童は20歳未満)の児童を養育している父・母または養育者(児童福祉施設などに入所している児童を除く) ※(例)身体障害者手帳で1〜3級程度	▷父母が離婚した児童 ▷母が婚姻によらないで出生した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母が次のような状態にある児童 ・身体に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にあるとき(身体障害者手帳1・2級程度) ・精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にあるとき ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	▷児童1人(全部支給) 42,500円(月額) (一部支給) 42,490円〜10,030円(月額) ▷児童が2人以上の場合は、次のとおり加算されます。 2人目(全部支給) 10,040円(月額) (一部支給) 10,030円〜5,020円(月額) 3人目以降1人につき(全部支給) 6,020円(月額) (一部支給) 6,010円〜3,010円(月額) 一部支給の場合は、所得に応じて10円単位で手当額が決定します。	申請月の翌月 災害その他やむを得ない事由(離婚などの理由を除く)がある場合、その事由がやんだ日の翌日から起算して15日以内の申請には特例があります。 【平成30年度支払月】 4月、8月、12月 【平成31(2019)年度支払月】 4月、8月、11月、1月、3月
特別児童扶養手当	20歳未満の障害のある児童を養育している方(児童福祉施設などに入所している児童を除く)	▷愛の手帳1・2・3級程度の児童 ▷身体障害者手帳1・2・3級程度(下肢機能障害は4級の一部を含む)の児童 ▷上記と同程度の疾病または身体や精神の障害がある方	児童1人(特児等級1級) 51,700円(月額) (特児等級2級) 34,430円(月額)	申請月の翌月 【支払月】 4月、8月、11月
ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入し、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(心身に中度以上の障害のある児童は20歳未満)の児童を養育している方とその児童	▷父母が離婚した児童 ▷母が婚姻によらないで出生した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母が次のような状態にある児童 ・身体に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にあるとき(身体障害者手帳1・2級程度) ・精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にあるとき ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	健康保険適用による自己負担分を助成(住民税課税世帯は定率1割を自己負担) 医療費助成の範囲について、詳しくは区ホームページをご覧ください。	医療証の始期は交付申請をした日 災害その他やむを得ない事由(離婚などの理由を除く)で、申請が遅延した場合は特例があります。
子ども医療費助成	健康保険に加入し、15歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童		健康保険適用による自己負担分を助成 医療費助成の範囲について、詳しくは区ホームページをご覧ください。	医療証の始期は出生日・転入日 対象者となった日から3カ月以内に申請をしなかった場合は、申請日からとなります。

手当の支払日は原則10日(特別児童扶養手当は11日)です。この日が金融機関の営業日でない場合、直前の営業日となります。

凡例

日日時 会場 対象 定員 内容 費用 持ち物
保育 他その他 方申込方法 申 申込先 問 問い合わせ先 担 担当課

このマークのあるものは、パソコン・携帯電話から電子申請で申し込みができます(一部、携帯電話からは申請できないものがあります)。
「全〇回」とある講座は、全ての日程に参加してください。費用の記載がない事業は、定員を超えた場合抽選します。ハガキファクスによる申し込みは原則1人1枚です。詳しくは区ホームページをご覧ください。